

議案第5号

つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立学校条例（平成18年つくばみらい市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

谷原小学校	つくばみらい市加藤241番地
十和小学校	つくばみらい市上長沼1250番地

」を

「

谷和原小学校	つくばみらい市加藤241番地
--------	----------------


」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

谷原小学校と十和小学校を統合し、令和5年4月1日から、新たな学校として開校するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立学校条例(平成18年つくばみらい市条例第110号)新旧対照表

改正案		現行	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
小張小学校	(略)	小張小学校	(略)
豊小学校	(略)	豊小学校	(略)
伊奈小学校	(略)	伊奈小学校	(略)
伊奈東小学校	(略)	伊奈東小学校	(略)
谷和原小学校	つくばみらい市加藤241番地	谷原小学校	つくばみらい市加藤241番地
(削る)	(削る)	十和小学校	つくばみらい市上長沼1250番地
福岡小学校	(略)	福岡小学校	(略)
小絹小学校	(略)	小絹小学校	(略)
陽光台小学校	(略)	陽光台小学校	(略)
富士見ヶ丘小学校	(略)	富士見ヶ丘小学校	(略)